

衆議院 第十五回国会 運輸委員会 議録 第五号

昭和二十一年二月十四日(水曜日)

午後一時五十九分開議

出席委員

委員長 前田 郁君

理事岡田 五郎君 理事坪内 八郎君

大西 神夫君 尾崎 末吉君

片岡伊三郎君 黒澤富次郎君

玉置 信一君 島山 鶴吉君

前田 正男君 滝尾 君亮君

山崎 岩男君 山口シヅエ君

出席政府委員

海上保安官(海上上 保安庁水路部長) 須田 晓次君

専門員 岩村 勝君
堤 正威君

二月十四日

委員大西神夫君辞任につき、その補欠として橋直治君が議長の指名で委員に選任された。

二月十三日

添田線拂下げに関する請願(佐藤榮作君外四名紹介)(第五三七号)

耶馬渓鉄道を国有鉄道に移管の請願

(村上勇君紹介)(第五三八号)

日出線全通促進に関する請願(村上勇君紹介)(第五三九号)

岩国、日原両駅間に鉄道敷設の請願

(佐藤栄作君紹介)(第五三二号)

大阪、大社間急行列車を石見益田まで延長等に関する請願(山本利壽君紹介)(第五九四号)

出雲今市、三次両駅間鉄道敷設の請

頼(山本利壽君紹介)(第五九四号)

岩国、日原両駅間の鉄道敷設の実地測量に関する請願(山本利壽君紹介)(第五九五号)

伊三郎君紹介)(第六三六号)

日南鉄道敷設促進の請願(小山長規君外五名紹介)(第六三七号)

下関を基点とする関釜航路に関する請願(坂本實君紹介)(第六三八号)

日向長井、三重間鉄道敷設並びに日豊線電化の請願(小山長規君外五名紹介)(第六三九号)

大間鉄道敷設促進並びに大間港国営修築等の請願(山崎岩男君紹介)(第六四〇号)

興津港を難港に指定の請願(森慶君紹介)(第六四一号)

長規君外五名紹介)(第六四二号)

米原、京都間電車化の請願(河原伊三郎君紹介)(第六四三号)

鶴ヶ坂駅に貨物取扱開始の請願(山崎岩男君紹介)(第六四四号)

大湊港修築費庫補助の請願(山崎岩男君紹介)(第六四五号)

塩釜に燈台設置の請願(山崎岩男君紹介)(第六四六号)

横浜村南部に簡易駅設置の請願(山崎岩男君紹介)(第六四七号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

水路業務法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)予

○前田委員長 これより運輸委員会を開会いたします。

前会に引き続き、水路業務法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。質疑を許します。坪内八郎君。

この改正法律案の中に、罰則があるのだということになつておりますが、具体的にどういうふうな罰則を科するのでありますか。

○須田政府委員 この罰則を科する條項の新しく加えたものは第六條だけであります。これはつまり国の費用とかあるいは公共団体の費用を使って水路測量をする場合に、海上保安庁長官の許可を受けるが、その許可を受けないでこういうことをやつた場合には罰則を適用しよう、その罰則といふのは三万円の罰金を科する、そういう簡単なことでございます。

○坪内委員 海上保安庁以外のものを行いうわゆる水路測量にあたつて、それには違反した場合は罰金三万円だといふことになりますと、申すまでもなく罰金は前科であるし、また海上保安庁が行う以外の水路の測量といふものも行なうことが多いのですから、たゞちに罰金三万円を科するというのであるからすぐそれにそのまま罰金を科するか、勧告をするとかして、それでも聞かない場合に罰金を科するのであるか、どういうふうな方法をとられますか。

午後二時五分散会

○須田政府委員 今の御質問はまことに適切なものだと思いますが、規則があるからすぐそれにそのまま罰金を科するという考えは持つておりません。十分注意を與え、できれば勧告を與えて、それでもなおどうしてもそれに従わないような場合におきまして、罰則を適用したいと考えております。

○坪内委員 私ども国民の立場から申し上げますと、こういつた罰則の必要はないよろしくお聞きます。

西は海上保安庁なり所管の省が、そういうことがないよう啓蒙して行けばいいのではないかと思いますが、こういつた関係において、海上保安庁以外のものが行う水路測量が多いものであるかどうか、その点も一度お尋ねいたします。

○須田政府委員 たゞいま海上保安庁はいかと考えられますので、どうぞもう一度お尋ねをお考へで、十分適切に指導し

第一類第十一号 滋賀縣議會議事規則五号 昭和二十六年一月十四日

昭和二十六年一月二十一日印刷

昭和二十六年一月二十三日發行

衆議院事務局 印刷者 印 刷 庁